

平成30年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成30年度11月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年11月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 債務負担行為に関する調書	総務課ほか	4

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第13号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立人権ひろば21)について	人権局 人権・同和対策課	6
第35号	当せん金付証券の発売について	財政課	9
第36号	平成29年度決算の認定について	財政課	10
第37号	鳥取県税条例等の一部を改正する条例	税務課	11

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年11月15日専決)	税務課	20
第4号	長期継続契約の締結状況について	東京本部	21

議案第1号

平成30年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 地方特例交付金	150,000	45,678	195,678
5 地方交付税	132,599,000	874,971	133,473,971
9 国庫支出金	58,098,641	1,162,141	59,260,782
13 繰越金	2,694,210	28,938	2,723,148
14 諸収入	9,751,056	141,873	9,892,929
15 県債	53,732,000	△ 304,000	53,428,000
歳入合計	366,519,106	1,949,601	368,468,707

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	26,584,639	36,081	26,620,720	24,919			11,162
3 民生費	44,809,442	139,619	44,949,061		138,000		1,619
4 衛生費	12,891,092	3,876	12,894,968	520			3,356
5 労働費	2,323,840	6,500	2,330,340				6,500
6 農林水産業費	24,643,178	414,021	25,057,199		47,000	141,873	225,148
7 商工費	17,928,086	109,636	18,037,722				109,636
8 土木費	49,729,069	12,055	49,741,124				12,055
10 教育費	64,060,060	109,117	64,169,177	19,572	90,000		△ 455
11 災害復旧費	21,760,261	1,118,696	22,878,957	1,117,130	1,000		566
歳出合計	366,519,106	1,949,601	368,468,707	1,162,141	276,000	141,873	369,587

歳 入

4款 地方特例交付金

1項 地方特例交付金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 地方特例交付金	150,000	45,678	195,678	1 地方特例交付金	45,678	
計	150,000	45,678	195,678			

5款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 地方交付税	132,599,000	874,971	133,473,971	1 普通交付税	874,971	
計	132,599,000	874,971	133,473,971			

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 総務費国庫補助金	1,609,089	24,919	1,634,008	4 防災費補助金	24,919	防災総務費補助金
4 衛生費国庫補助金	1,333,317	520	1,333,837	1 公衆衛生費補助金	520	予防費補助金
10 教育費国庫補助金	560,989	19,572	580,561	5 特別支援学校費補助金	19,572	特別支援学校費補助金
11 災害復旧費国庫補助金	3,135,005	1,117,130	4,252,135	1 農林水産施設災害復旧費補助金	1,117,130	耕地災害復旧費補助金 957,479 林道施設災害復旧費補助金 159,651
計	32,989,227	1,162,141	34,151,368			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	2,694,210	28,938	2,723,148	1 前年度繰越金	28,938	
計	2,694,210	28,938	2,723,148			

14款 諸収入

5項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
15 農業・食品産業技術総合研究機構受託事業収入	8,660	1,400	10,060	1 農業・食品産業技術総合研究機構受託事業収入	1,400	
計	986,879	1,400	988,279			

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
7 雑入	2,950,075	140,473	3,090,548	1 雑入	140,473	
計	3,234,044	140,473	3,374,517			

15秋 県 債

1項 県 債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金額 千円	
2 民 生 債	416,000	138,000	554,000	2 児 童 福 祉 債	138,000	児童福祉施設費充当
5 農 林 水 産 業 債	2,306,000	47,000	2,353,000	4 林 業 債	47,000	林業振興費充当 7,000 治山費充当 40,000
9 教 育 債	2,517,000	90,000	2,607,000	4 特 別 支 援 学 校 債	90,000	特別支援学校費充当
10 災 害 復 旧 債	6,441,000	1,000	6,442,000	1 災 害 復 旧 債	1,000	耕地災害復旧費充当
13 臨 時 財 政 対 策 債	15,617,000	△ 580,000	15,037,000	1 臨 時 財 政 対 策 債	△ 580,000	
計	53,732,000	△ 304,000	53,428,000			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額				左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	地方債	特定財源		一般財源	
								その他	千円		
平成30年度 知事公邸非常通報装置保守業務委託	千円 188		千円 188	平成31年度から 平成33年度まで	千円 188					千円 188	
平成30年度 知事公邸自動ドア・自動門扉保守業務委託	494		494	平成31年度から 平成33年度まで						494	
平成30年度 知事公邸排煙装置保守点検業務委託	377		377	平成31年度から 平成33年度まで						377	
平成30年度 知事公邸床暖房設備保守点検業務委託	282		282	平成31年度から 平成33年度まで						282	
平成30年度 県庁本庁舎等清掃業務委託	28,521		28,521	平成31年度						28,521	
平成30年度 県庁第二庁舎等清掃業務委託	28,334		28,334	平成31年度						28,334	
平成30年度 県庁西町分庁舎機械警備業務委託	109		109	平成31年度						109	
平成30年度 県庁舎変電監視制御設備保守業務委託	3,515		3,515	平成31年度から 平成33年度まで						3,515	
平成30年度 県庁舎等消防設備保守点検業務委託	14,937		14,937	平成31年度から 平成33年度まで						14,937	
平成30年度 県庁舎電気安全用具点検業務委託	583		583	平成31年度から 平成33年度まで						583	
平成30年度 議会棟別館階段用昇降機点検業務委託	459		459	平成31年度から 平成33年度まで						459	
平成30年度 県庁舎冷温水発生機排出力入測定業務委託	659		659	平成31年度から 平成33年度まで						659	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	特 定 財 債	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
平成30年度 県庁本庁舎三階個別空調設備保全業務委託	千円 600				千円 600				千円	千円 600
平成30年度 県庁舎冷温水発生機保守点検業務委託	7,117				7,117					7,117
平成30年度 県庁舎中央監視盤保全業務委託	11,552				11,552					11,552
平成30年度 家屋評価システム保守業務委託	1,485				1,485					1,485
平成30年度 県有施設消防設備保守点検業務委託	31,392				31,392					31,392
平成30年度 関西本部機械警備業務委託	494				494					494
平成30年度 公文書館警備業務委託	4,242				4,242					4,242
平成30年度 集中化業務委託	9,100				9,100					9,100

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立人権ひろば21）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 (1) 公の施設の名称 鳥取県立人権ひろば21</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市扇町21番地 公益社団法人鳥取県人権文化センター 会長 田中 朝子</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由 人権ひろば21の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益社団法人鳥取県人権文化センターを指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選考方法：指名</p>

鳥取県立人権ひろば21の指定管理候補者の選定について

鳥取県立人権ひろば21の指定管理者について、鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）において審査した結果、県として次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益社団法人鳥取県人権文化センター 鳥取市扇町21番地 会長 たなか あさこ 田中 朝子

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

55,439,000円（債務負担行為額 55,439,000円）

〔参考〕単年度指定管理料の額 平成31年度 11,007,000円

平成32年度以降 11,108,000円

※平成31年度実施予定の消費税引上げ分を加味しているため。

4 選定理由

公益社団法人鳥取県人権文化センターを指名し、審査委員会において審査基準に基づき総合的に審査した結果、指定管理候補者として適当であると認められた。

5 審査の経緯

公益社団法人鳥取県人権文化センターから提出された事業計画書等の審査および面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

(1) 審査委員

氏 名	所 属 等
福田 忠司（委員長）	鳥取県総務部人権局 局長
國本 真吾（副委員長）	鳥取短期大学 准教授
長井 いずみ	長井いずみ税理士事務所 税理士
村口 恵	湯梨浜町教育委員会生涯学習・人権推進課 人権教育推進員
岩本 裕己	公募委員（鳥取県農業協同組合中央会組織指導部）

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会 平成30年7月6日（金）

・鳥取県立人権ひろば21の概要説明、審査要項等の審議

イ 第2回審査委員会 平成30年9月13日（木）

・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

審査基準	審査項目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	○管理の基本的な考え方の適合性 ・施設の設置目的を理解しているか ・管理運営の方針は適切か	なし（必須項目） ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 ・サービスの向上策、利用促進等の周知・広報 ○管理の基準 ・開館時間・休館日等 ・個人情報保護、情報公開への対応は適切か ○施設設備の維持管理及び衛生管理の適切性 ○事故・事件の防止措置と緊急時の対応 ・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 ・緊急時の体制・対応は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 ○利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か	50

3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○支出計画の内容は適当か ○運営経費の節減(外部委託、その他経費の節減)	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○財政基盤、経営基盤は安定しているか ○組織及び職員の配置等 ・管理運営の組織・職員の職種等は適切か ・日常の職員配置は適切か・人材育成は適切か ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○社会的責任の遂行状況 ・障がい者を雇用しているか ・男女共同参画推進企業であるか ・ISO14001、TEAS I種又はII種認定登録事業であるか ○管理運営実績評価	20
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツにかかる提案はあるか	10

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1 (適/不適)	適	・これまで管理運営に努力されてきた実績を鑑みて、安定した管理運営が期待できる。 ・学生が集まると施設内が騒々しくなる可能性があるため、他の利用者に迷惑をかけることがないように今後対策を講じる必要がある。
2 (50点)	適 (38.4点)	・他の図書館等の連携や他にはない資料の重点化などを事業計画に掲げており、特色のあるライブラリー整備に期待できる。 ・施設の活用方針においても利用者主体の対応方針が伺える。
3 (20点)	適 (14.4点)	・外部委託について随意契約を見直す(相見積りにする)など、経費節減に向けた意識をもう少し高めてほしい。
4 (20点)	適 (13.3点)	・職員体制は施設従事者の職員が継続雇用され、経験を積んだ職員が管理運営を行っており、妥当である。 ・法定雇用率に拘束される団体ではないが、障がい者雇用への積極的な姿勢を示してほしい。
5 (10点)	- (0点)	ネーミングライツの提案なし。
総合評価 (100点)	適 (66.1点)	・鳥取県立人権ひろば21の指定管理者候補者として、全員一致で適当であると認める。

※点数は委員5名の平均

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日(現行どおり)

○開館時間：午前9時から午後5時

○休館日：祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

(歳書点検等、館長が管理運営上必要であると判断した場合は、別に臨時休館日を設定する。)

(2) ライブラリー、交流スペースの活用方法

○図書、DVDの貸し出し ○交流スペースで小イベント、人権学習会の実施

(3) 利用促進のための取組み

○来館者アンケートなどによる利用者意見の反映(図書、DVDなど)

○県立図書館や各市町村図書館と連携し、各市町村立図書館窓口で図書等の貸し出しを引き続き行うなどの遠隔地利用者のサービス提供を行う。

○無料で利用できる無線LAN(Wi-Fi)を導入し、利用者へのインターネット環境を整える。

(4) 経費削減のための取組

○節電を始めとして、経常経費の節減に取り組む。

○パネル展示案内看板等の自作作成に取り組むなど、できる範囲内で外注経費の削減に努める。

条 例 名 等	当せん金付証券の発売について																
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 当せん金付証券を発売することについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概 要 発売総額53億円以内</p> <p>これは、平成31年度において、都道府県及び指定都市が共同して実施する全国自治宝くじ並びに西日本宝くじの本県の発売額である。 （発売議決額 平成29年度：53億円、平成30年度：53億円）</p> <p>【 参 考 】 〈宝くじの現状〉 全国的に販売状況は前年と比較して増加傾向にあり、本県においても平成30年度上半期販売額は前年同期比32百万円増となった。また、本年10月には宝くじのインターネット販売も開始されたところであり、売上の増加が期待できる。</p> <p>〈宝くじ販売状況〉 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上半期</td> <td>1,310</td> <td>1,342</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>下半期</td> <td>1,512</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通年</td> <td>3,232</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	対前年比	上半期	1,310	1,342	32	下半期	1,512			通年	3,232		
	平成29年度	平成30年度	対前年比														
上半期	1,310	1,342	32														
下半期	1,512																
通年	3,232																

条例名等

平成29年度決算の認定について

1 提出理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成29年度鳥取県歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものである。

2 概要

一般会計歳入歳出決算額

(単位:千円)

会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	372,365,876	367,142,590	5,223,286	2,262,415	2,960,871

特別会計歳入歳出決算額

(単位:千円)

会計名	歳入	歳出	差引
用品調達等集中管理事業特別会計	4,468,011	4,224,520	243,491
公債管理特別会計	83,995,011	83,995,011	0
給与集中管理特別会計	24,252,242	24,252,242	0
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	215,126	157,729	57,397
天神川流域下水道事業特別会計	1,259,478	840,584	418,894
中小企業近代化資金助成事業特別会計	61,921	59,201	2,720
就農支援資金貸付事業特別会計	140,331	27,118	113,213
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	246,134	39,548	206,586
県営林事業特別会計	123,435	114,150	9,285
県営境港水産施設事業特別会計	265,544	249,150	16,394
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	369,463	47	369,416
港湾整備事業特別会計	271,900	268,744	3,156
収入証紙特別会計	2,086,665	2,046,745	39,920
県立学校農業実習特別会計	66,923	45,531	21,392
育英奨学事業特別会計	808,899	807,565	1,334

提出理由及び概要

条例名等	鳥取県税条例等の一部を改正する条例																										
提出理由	<p>1 提出理由 身体障害者等の一層の社会参画を促進するため、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る自動車取得税及び自動車税の減免制度について、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車のうち自動車取得税及び自動車税の減免の対象となるものに、当該身体障害者等の「日常生活における移動のため」を加える。(現行 通院、通所、通学又は生業のため) (2) (1)の減免の上限額を、過当たりの使用回数により段階を設けていたものを一律にする。(減免の上限額が大きい方に合わせる) (3) 平成31年10月1日に導入される自動車税の環境性能割及び種別割について、(1)及び(2)と同様の措置を講ずる。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、平成31年4月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>																										
概要	<p><参考> ○生計を一にする者等の運転する自動車に係る現行制度と見直し案の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行制度</th> <th>見直し案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使途要件</td> <td>通院、通所、通学、生業</td> <td>通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用回数・減免上限額</td> <td>通院・通所・通学のために週3回以上又は生業</td> <td>自動車税 45,000円 自動車取得税 250万円×税率</td> </tr> <tr> <td>通院・通所・通学のために週1回又は2回</td> <td>自動車税 23,000円 自動車取得税 150万円×税率</td> </tr> <tr> <td>使途に係る証明書類</td> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>			現行制度	見直し案	使途要件	通院、通所、通学、生業	通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動	使用回数・減免上限額	通院・通所・通学のために週3回以上又は生業	自動車税 45,000円 自動車取得税 250万円×税率	通院・通所・通学のために週1回又は2回	自動車税 23,000円 自動車取得税 150万円×税率	使途に係る証明書類	必要	不要											
	現行制度	見直し案																									
使途要件	通院、通所、通学、生業	通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動																									
使用回数・減免上限額	通院・通所・通学のために週3回以上又は生業	自動車税 45,000円 自動車取得税 250万円×税率																									
	通院・通所・通学のために週1回又は2回	自動車税 23,000円 自動車取得税 150万円×税率																									
使途に係る証明書類	必要	不要																									
概要	<p>○現行制度における課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回の見直し(平成18年度議論・平成23年度実施)以降、様々な障がい者における支援サービスの充実が図られるとともに、障がい者への社会参加を目指した取組みとして障がい者のスポーツや文化芸術活動等を推進しているが、用途や回数を限定している現行の要件ではこれらの活動は減免の対象とならない。 障がい者本人の体調等により突発的に送迎が必要なケースも多いが、定期的なものではないので週1回以上の使用という証明が困難であり、申請者だけでなく施設側も判断に苦慮している。 <p>○全国の状況…本県制度を網掛け、見直し案を四角囲い</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>使用回数</td> <td>・週1回以上 15県</td> <td>・月1～2回以上 5県</td> <td>・要件なし 27県</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">減免上限額(自動車税)</td> <td>・全額減免 18県</td> <td>・45,000円程度 25県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・39,500円程度 2県</td> <td>・2段階の設定 2県</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使途要件、使途に係る証明書類</td> <td>使途に係る証明書類</td> <td colspan="2">使 途 要 件</td> </tr> <tr> <td>必要</td> <td>通院、通所、通学、生業(4要件)</td> <td>4要件を拡大(要件なし含む)</td> </tr> <tr> <td>不要</td> <td>21県(現行制度)</td> <td>3県</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11県</td> <td>12県(見直し案)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○減収見込額 最大約9千5百万円</p>		使用回数	・週1回以上 15県	・月1～2回以上 5県	・要件なし 27県	減免上限額(自動車税)	・全額減免 18県	・45,000円程度 25県		・39,500円程度 2県	・2段階の設定 2県		使途要件、使途に係る証明書類	使途に係る証明書類	使 途 要 件		必要	通院、通所、通学、生業(4要件)	4要件を拡大(要件なし含む)	不要	21県(現行制度)	3県			11県	12県(見直し案)
使用回数	・週1回以上 15県	・月1～2回以上 5県	・要件なし 27県																								
減免上限額(自動車税)	・全額減免 18県	・45,000円程度 25県																									
	・39,500円程度 2県	・2段階の設定 2県																									
使途要件、使途に係る証明書類	使途に係る証明書類	使 途 要 件																									
	必要	通院、通所、通学、生業(4要件)	4要件を拡大(要件なし含む)																								
	不要	21県(現行制度)	3県																								
		11県	12県(見直し案)																								

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車取得税の減免)</p> <p>第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から2年(当該自動車の取得が新車新規登録に係るものである場合にあっては、3年)以内に行った当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、減免しないものとする。</p> <p>(1) <u>身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し移動のために自動車を必要とする者のうち規則で定めるもの</u>(以下この条及び次条において「身体障害者等」という。)又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該身体障害者等の通院、通所、<u>通学、生業その他日常生活における移動のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車</u></p> <p>ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)の通院、通所、<u>通学、生業その他日常生活における移動のためにその者を常時介護する者が運転する自動車</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(自動車取得税の減免)</p> <p>第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から2年(当該自動車の取得が新車新規登録に係るものである場合にあっては、3年)以内に行った当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、減免しないものとする。</p> <p>(1) <u>身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者</u>(以下この条及び次条において「身体障害者等」という。)又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該身体障害者等の通院、通所、<u>通学又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車</u></p> <p>ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)の通院、通所、<u>通学又は生業のためにその者を常時介護する者が運転する自動車</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>(自動車取得税の減免額)</p> <p>第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前条第1号</u>に該当するもの 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は250万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額</p>	<p>(自動車取得税の減免額)</p> <p>第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前条第1号ア</u>に該当するもの 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は250万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た</p>

のいずれか低い額

(2) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) 略

(4) 構造上身体障害、知的障害又は精神障害を有し歩行が困難な者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車

(5)～(11) 略

(自動車税の減免)

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し移動のために自動車を必要とする者のうち規則で定めるもの（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が次のいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する場合

ア 略

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者と

額のいずれか低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転する回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の生業のために運転する場合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回数が1週間に1回又は2回である場合 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は150万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) 略

(4) 構造上身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車

(5)～(11) 略

(自動車税の減免)

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が次のいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する場合

ア 略

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転す

生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2)・(3) 略

2 略

(自動車税の減免額)

第137条の3 前条第1項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号又は第3号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当するもの 納付すべき自動車税の税額の全額又は45,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）のいずれか低い額

(2) 前条第1項第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額

る自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2)・(3) 略

2 略

(自動車税の減免額)

第137条の3 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる場合で、賦課期日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日）後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合（当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。）は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第1号アに該当するもの 納付すべき自動車税の税額の全額又は45,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）のいずれか低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転する回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の生業のために運転する場合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回数が1週間に1回又は2回である場合 納付すべき自動車税の税額の全額又は23,000円（賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額）のいずれか低い額

(3) 前条第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額（賦課期

(賦課期日以後5月31日以前において、法第150条第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額)

(3) 前条第1項第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあつては総排気量等が、トラックにあつては最大積載量等が、バスにあつては乗車定員が同一である第138条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の自動車税の税額に相当する額を、当該年度分の自動車税の税額から控除して得た額

日以後5月31日以前において、法第150条第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額)

(4) 前条第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあつては総排気量等が、トラックにあつては最大積載量等が、バスにあつては乗車定員が同一である第138条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の自動車税の税額に相当する額を、当該年度分の自動車税の税額から控除して得た額

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第134条の7、第134条の8、第137条の2及び第137条の3の改正規定を次のように改める。

(自動車取得税の減免)

第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から2年(当該自動車の取得が新車新規登録に係るものである場合にあつては、3年)以内に行つた当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等により故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場合を除き、減免しないものとする。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し移動のために自動車を必要とする者のうち規則で定めるもの(以下この条及び次条において「身体障害者等」という。)又は身体障害者等と生計を一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車(当該身体障害者等が取得したものに限る。)

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)の通院、通所、

通学、生業その他日常生活における移動のために
にその者を常時介護する者が運転する自動車

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのもの
と認められる自動車を取得した場合

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変
更がなされた自動車で営業用のものを取得した場
合

(自動車取得税の減免額)

第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の
各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とす
る。

(1) 前条第1号に該当するもの 当該自動車の取
得に係る自動車取得税の全額又は250万円に当該
自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額
のいずれか低い額

(2) 前条第2号又は第3号に該当するもの 当該
自動車の取得価額のうち構造の変更に要した金額
に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて
得た額に相当する額

(自動車税の減免)

第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税
の環境性能割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の
各号のいずれかに該当する場合には、規則で定める
ところにより、環境性能割を減免することができる。
ただし、第1号の場合において、既に同号に該
当することにより環境性能割の減免を受けた者に対
しては、当該減免の対象となった自動車の取得の日
から2年（当該自動車の取得が最初の新規登録に係
るものである場合にあっては、3年）以内に行った
新たな自動車の取得については、災害、盗難等によ
り故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の
取得に係る場合を除き、環境性能割を減免しないも
のとする。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し
移動のために自動車を必要とする者のうち規則で
定めるもの（以下この条及び次条において「身体
障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を
一にする者が、次のいずれかの自動車を取得した
場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身
体障害者等が取得したものに限る。）

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業
その他日常生活における移動のためにその者と

(自動車税の減免)

第137条の2

生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車を取得した場合

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものを取得した場合

2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の種別割の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより種別割の減免を受けた者に対しては、その年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る種別割を減免することができる。

(1) 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が前項第1号アからウまでのいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する場合

(2)・(3) 略

3 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わる自動車の所有である場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により種別割を減免することができる。

知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回に限り、当該減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。

(1) 身体障害、知的障害若しくは精神障害を有し移動のために自動車を必要とする者のうち規則で定めるもの（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が次のいずれかの自動車（1台に限る。）を所有する場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が所有するものに限る。）

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(2)・(3) 略

2 知事は、前項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車の所有が災害、盗難等により故障し、損壊し、又は滅失した自動車に代わる自動車の所有である場合には、同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により自動車税を減免することができる。

(自動車税の減免額)

第137条の3 前条第1項の規定により減免する額

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当するもの 当該自動車に係る環境性能割の全額又は250万円に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 前条第1項第2号又は第3号に該当するもの 当該自動車の構造の変更を要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額

2. 前条第2項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ただし、第1号又は第3号に掲げる場合で、賦課期日(賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日)後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合(当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。)は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第2項第1号に該当するもの 納付すべき種別割の税額の全額又は45,000円(賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額)のいずれか低い額

(2) 前条第2項第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額(賦課期日以後5月31日以前において、法第177条の10第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額)

(3) 前条第2項第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあっては総排気量等が、トラックにあっては最大積載量等が、バスにあっては乗車定員が同一である第138条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の種別割の税額に相当する額を、当該年度分の種別割の税額から控除して得た額

(自動車税の減免額)

第137条の3

前条第1項の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ただし、第1号又は第3号に掲げる場合で、賦課期日(賦課期日後に納税義務が発生した場合は、当該発生した日)後に減免の要件に該当し、又は規則で定める申請期限後に減免の申請があった場合(当該提出期限の属する年度の2月末日までに申請があった場合に限る。)は、申請のあった月の翌月から減免の要件に該当していた期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当するもの 納付すべき自動車税の税額の全額又は45,000円(賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、規則で定める計算方法に従って計算した額)のいずれか低い額

(2) 前条第1項第2号に該当するもの 第138条第1項に規定する税率の12分の3に相当する額(賦課期日以後5月31日以前において、法第150条第2項の規定により月割をもって課税する場合は、当該月割額)

(3) 前条第1項第3号に該当するもの 同号に規定する自動車と、乗用車にあっては総排気量等が、トラックにあっては最大積載量等が、バスにあっては乗車定員が同一である第138条第1項の表(1)ア、(2)ア又は(3)ア(イ)に掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の自動車税の税額に相当する額を、当該年度分の自動車税の税額から控除して得た額

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分以後の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成30年11月15日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成30年11月15日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金14,756円を和解の相手方に支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成29年10月16日 午後3時4分頃</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市東品治地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県東部県税事務所所属の職員が、徴収業務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内の駐車枠から後退し、通路上で前進しようとした際、右後方から後退してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償金 14,756円 うち、保険支払額0円、県費支出額14,756円（うち、保険契約による免責額14,756円） ・県側車両損害額 34,160円 うち、相手方からの賠償額 20,496円、県費実質負担額13,664円

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	東京本部	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	196,992	平成30年9月1日 ～平成34年8月31日	鳥取県東京本部

